

第46回かわさき市民祭り出店者募集要項

(バザール(一般・食品・飲食)、キャンペーン用)

1 概 要

- (1) 開催日 令和7年11月1日（土）～ 3日（月・祝）
＜雨天決行。ただし、荒天の場合は中止にすることがあります。＞
- (2) 時 間 10時00分～16時30分（3日間とも）
- (3) 場 所 川崎区・富士見公園一帯
(川崎競輪場・富士通スタジアム川崎・富士見軟式野球場 等)
- (4) 主 催 川崎市・第46回かわさき市民祭り実行委員会

2 出店資格等

(1) 出店申込みの資格

次のア～ウのいずれかを満たし、かつ、かわさき市民祭りの趣旨を理解していること。また、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

- ア 川崎市内で活動している団体、または、市内に事業所を有する企業等
イ 川崎市内在住・在勤の個人
ウ その他、実行委員会が特に認めた者。

(2) 出店の種別

- ア 一般：衣類・靴・雑貨・玩具等の販売など
イ 食品：食品営業施設等から仕入れた食品をそのまま販売する場合
ウ 飲食：現地で加熱調理等をした食品をその場で飲食させる場合
エ キャンペーン：各種啓発活動、相談コーナーなど

(3) 出店の条件

- ア 原則として、開催中の3日間（終日）出店する。
イ 10,000円を超える商品を販売する場合は、実行委員会の承認が必要。（別途申請書を提出）

(4) 食品・飲食の出店について

- ア 出店にあたって「川崎市行事における食品の提供に関する取扱要綱（令和5年7月1日改正）」及び「行事における食品提供の手引き」を必ずご確認ください。
- イ 食品・飲食で出店する場合は、川崎区役所地域みまもり支援センター衛生課（以下「衛生課」という。）の事前指導により販売が認められたものに限ります。内容によっては営業許可や届出が必要になる場合があります。また、調理販売が認められた食品でも販売条件や注意事項がありますので、その指導に従ってください。（当日は実行委員及び衛生課職員が巡回し、指導が守られていない場合は、直ちに出店を取り消すことがあります。）
- ウ 飲食（調理を伴うもの）については、営利活動と捉えられる出店かどうかに関わらず、1テント1品目（同一種の器具及び同一の工程で調理するもの）までとします。なお、市販の飲料を混合せずに注ぐのみであれば、現地で調理する食品と同時提供が可能です（単純に注ぐ構造であればサーバーの使用也可）。
- エ 火器を取り扱う出店については、業務用消火器が必要となります。

【重要】行事における食品提供の手引きについて必ずご確認ください

「営利活動と捉えられる出店」を継続的に行う場合、臨時営業の許可又は営業届出が必要になります。

●営利活動と捉えられる出店とは

- ①同様の形態で複数の行事に出店する
②施設の屋号を掲げる
③主催者から礼金・委託金等の出店に伴う対価を得る 等の出店形態

●食品衛生責任者（要資格）の選任

調理師などの資格のほか、食品衛生責任者養成講習会の受講でも可



【市 HP】

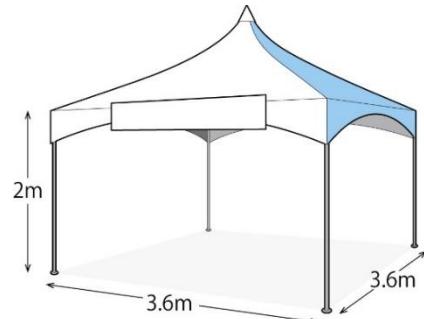
行事における食品の提供について

※上記は一部抜粋です。詳細は、別添資料や市ホームページを確認し、不明な点があれば衛生課にご確認ください。

※営業許可を取得するためには、条例で定められた施設の基準に適合する必要があります。また、市民祭りの申込みとは別に、衛生課へ申請（添付資料や手数料が必要）が必要になります。

3 出店スペース・機材等について

- (1) 出店スペース(1コマ)は、間口3.6m×奥行3.6mのテント
又は同等のスペース
※第4・5回開催時同様サイズ
- (2) 申込み状況に応じて、出店数を調整させていただきます。
- (3) 実行委員会発行の「出店許可証」を店舗の見やすい場所に
掲示してください。(出店者説明会で配付します。)
- (4) テントに横幕はありません。
風、日差しよけのため、テントの側面及び背面はシートを各自で用意し、覆うようにしてください。
なお、飲食ブースについては、衛生上、横幕が必須です。必ず各自で用意し覆ってください。
(夜間は前面も覆ってください。)(有償で横幕を貸し出します。)
- (5) 飲食ブースについては、出店スペースの床面が汚れないように、必ず床面を覆うようにしてください。
(有償でブルーシートを貸し出します。)
- (6) 出店スペースには、作業灯(電球1灯)が設置されています。(屋内施設の出店スペースを除く。)
- (7) 店舗名を表示する看板を作製し、掲示してください。(看板は木製以外でも構いません。)



看板のデータは提供しますので、
次のアドレスあてにその旨連絡願います。
shimin-matsuri46@bz04.plala.or.jp

- (8) テント以外の機材は持込み可能です。(有償でテーブル、イス等の機材を貸し出します。)
- (9) 幟旗などによる装飾の際は、隣接のテントに配慮してください。(強風の場合は撤去いただきます。)
- (10) 出店スペース外へ聞こえる音量で音を出すことは禁止します。
- (11) 出店スペースからはみ出して販売やチラシの配布等を行うことは厳禁とします。
- (12) 店舗から発生したゴミは出店者が持ち帰りください。また、「川崎市プラスチックごみの削減に向けた府内率先行動指針」及び「イベントエコ化ガイドライン」に基づき、ゴミの発生抑制や分別回収に取り組んでいただきますようお願いいたします。
- (13) 出店スペースは、かわさき市民祭り実行委員会が物販・飲食等の出店可能位置を協議し決定します。

4 出店者負担金

- (1) 基本料(コマ代。3日間) 一般・食品・キャンペーン: 75,000円、飲食: 105,000円
- (2) 備品・機材の利用料金については、<資料>「出店者負担金の算出について」を参照ください。
- (3) 飲食で出店される方は、水道の使用が義務づけられておりますので、必ずお申し込みください。
- (4) 電気器具を使用する場合は、使用器具名、消費電力(ワット数)及び台数を正確に記載してください。
なお、電力事情等を考慮し、極力節電に努めてください。
- (5) 出店者負担金の請求書は、出店者決定通知(9月下旬予定)とともにお送りしますので、10月上旬までに実行委員会が指定する口座へ入金いただきます。
- (6) 出店を取り消す場合、9月19日(金)から9月26日(金)までは請求額の20%、10月14日(火)までは請求額の50%、10月15日(水)以降は請求額の100%のキャンセル料が発生します。備品類(テーブル、イス、手洗い設備等)、電気等の一部取り消しの場合も同様にキャンセル料をご負担いただきます。
- (7) 飲食・食品の販売品目や、備品類・電気等の変更・追加は、10月6日(月)までとします。これ以降の追加・変更はできません。

5 興行中止保険

<保険引受会社: 三井住友海上火災保険株式会社>

- (1) 荒天により、市民祭りが中止になった場合、出店者負担金の最高90%までを返金します。
(3日間中止の場合。2日間中止の場合は60%、1日中止の場合は30%になります。)
- (2) 興行中止保険には、原則としてすべての出店者に加入いただきます。
- (3) 保険料は、基本料(コマ代)及び備品・機材等料金の合計額の6.98%です。
- (4) 中止になった場合、仕込みや運搬等の準備に要した経費や売上げに対する補償等は、一切ありません。
- (5) 地震、インフルエンザ等の感染症、テロ等の天候以外の理由による中止は、興行中止保険の対象外です。これらの理由による中止の場合は、実行委員会の資産の多寡に関係なく、一切の返金はありません。

ん。

- (6) 天候の急変等の理由による催事中の中止（途中中止）は、興行中止保険の対象外です。
そのため催事中の中止の場合は、実行委員会の資産の多寡に関係なく、一切の返金はありません。

6 申込方法 <郵送不可>

(1) 申込期間 8月4日（月）～8月26日（火）

- (2) 提出書類 一般・キャンペーンの場合 → ア、エを2部
食品の場合 → アを1部 イ、ウ、エを各2部
飲食の場合 → アを1部 イ、ウ、エを各2部、（該当の場合）オを2部
10,000円を超える商品を販売する場合→エを1部
書類は、提出前に必ず各自でコピーし、控えとして保管してください。衛生課及び実行委員会ではコピーはいたしません。また、上記以外の書類についてもケースに応じて提出を求める場合がございます。
ア 出店申込書
イ 出店概要書（食品、飲食のみ）
ウ 営業所平面図（　　〃　　）
エ 誓約書
オ 屋台型臨時型営業の営業許可書の写し（営業許可施設の場合）
カ 1万円以上の商品等販売承認申請書
- ※イについて、複数のテントを申し込まれる場合は、テントごとに分けて記載ください。

(3) 提出方法 直接、事務局へ持参してください。

食品・飲食の出店者は、仮受付となります。主催者にて書類を取りまとめたうえで、衛生課の事前指導を受けるため、書類提出から約2週間後に内容確認や指摘事項をお伝えする場合がございます。申請から当日までの流れについては、別紙「出店希望者のフロー図（食品、飲食、キッチンカー）」をご確認ください。

(4) 提出先 第46回かわさき市民祭り実行委員会事務局（川崎市川崎区本町1-8-20 スヤマビル2階）
電話 044-200-2308
受付時間 月～金曜日の9時～17時（12時～13時を除く。）

(5) 決定通知 決定通知は9月下旬の発送を予定しております。出店申込書の連絡責任者住所宛に郵送しますので、正確な記載をお願いします。

7 その他注意事項

- (1) この募集要項の2-(1)-イの条件を照会するため、申込書に記載の個人情報を神奈川県警察本部に提供することがあります。
- (2) 各店舗が何を販売しているのか来場者が分かるよう、販売する品名1つを「自慢の1品」として市民祭りのホームページ等に掲載いたします。出店申込書の「販売品目一覧」に記入した品名の中から、掲載を希望する品名を必ず1つ選び、丸で囲ってください。
- (3) 出店者説明会（10月上旬予定）には必ず出席してください。（欠席の場合は、出店できません。）
- (4) 物品の搬入・搬出、駐車場等については、出店者説明会時にお知らせします。
- (5) 次の場合は、出店後であっても許可を取り消します。また、次年度以降の出店受付をいたしませんので、ご注意ください。
- ア) 低俗・粗悪品、射幸心をあおる等、市民祭りの趣旨にふさわしくないもの
 - イ) 販売品目・出店方法等が申込書と異なるもの
 - ウ) 出店資格を他者に転貸又は譲渡したもの
 - エ) 公共施設、樹木、工作物等を汚損又は破損する恐れのあるもの
 - オ) 周辺出店者及び参加者に迷惑を与える恐れのあるもの
 - カ) 政治・宗教に関する活動と認められたもの
 - キ) その他、出店許可条件、注意事項に違反したとき及び実行委員会の指示に従わなかったとき

<資料> 出店者負担金の算出について

出店申込後に備品類の追加や取り消し（特に電気器具に多い）を希望する方がいますが、出店内容や販売見込みに見合った数量で申込みをしてください。（下表を使用して試算をしてください。）

一部取り消しの場合でもキャンセル料を負担いただきます。**募集要項4(6)**

特に、電気料金については申込み時に十分ご確認ください。

項目	単位	単価（3日分）	数量	料金
基本料 (コマ代)	一般・キャンペー ン・食品等	1 コマ	75,000 円	
	飲食	1 コマ	105,000 円	
水道（※1,2）		共同	10,000 円	
横幕（※3）		1 コマ一式	18,000 円	
テーブル (180cm×75cm。テーブルクロス付き)	1 台	3,000 円		
イス（折り畳みパイプ椅子）	1 脚	1,000 円		
ブルーシート (3.6m×3.6m。)	1 枚	2,500 円		
電気（※1）	(下表のとおり)			
洗浄・手洗い設備（給水タンク等）	1 セット	20,000 円		
小計	—	—		
保険料（小計額×6.98%、小数点以下切り上げ）	—			
合計	—	—	—	

※1 水道・電気は仮設工事に係る経費を含んでいます。

※2 水道は共同使用のみとなります。

※3 横幕の料金には、三方側面囲い及びその取付費用と、夜間保安用幕1面分の費用が含まれます。

夜間保安用幕については、各出店者自身で取り付けてください。

(電気使用内訳)

基本工事料	—	7,800円		
コンセント増設（※5）	追加 1口	650円	×	□
電気使用料（※6）	1 Wにつき	16円	×	W
電気使用合計	—	—		

※4 コンセント1口につき1器具しか使用できません。（タコ足配線は絶対にしないでください。）

申込書（裏面）には、使用する電気器具と消費電力を1器具ごとに記載してください。

※5 開催当日の事務局スタッフによる現地確認の結果、申込みとは異なる使用があった場合には、後日不足分を50%割り増し請求させていただきます。

(算出例) 消費電力 200Wと300Wの電気器具を1台ずつ使用する場合

基本工事料 7,800円

コンセント増設 650円（追加1口分）

電気器具(1) 3,200円（200W×16円）

 // (2) 4,800円（300W×16円）

合計 16,450円

出店者負担金の算出例

(例1) Aさん(一般)の場合

NO	項目	単価	数量	金額
1	基本料(コマ代)	75,000円	1	75,000円
2	水道	10,000円	—	0円
3	テーブル	3,000円	—	0円
4	イス	1,000円	—	0円
5	電気工事料	7,800円	—	0円
6	電力料金	16円	—	0円
7	洗浄・手洗い設備	20,000円	—	0円
8	小計	—	—	75,000円
9	保険料	小計の6.98% (小数点以下 切り上げ)	—	5,235円
10	合計	—	—	80,235円

※ テーブル・イス等の機材は、出店者の持ち込みとした場合。

※ 電気器具は、備え付けの電球以外は使用しない。

(例2) Bさん(飲食)の場合

NO	項目	単価	数量	金額
1	基本料(コマ代)	105,000円	1	105,000円
2	水道(共同)	10,000円	1	10,000円
3	横幕	18,000円	1	18,000円
4	テーブル	3,000円	2	6,000円
5	イス	1,000円	3	3,000円
6	ブルーシート	2,500円	1	2,500円
7	電気工事料	7,800円	1	7,800円
8	電力料金(300W)	16円	300W	4,800円
9	洗浄・手洗い設備	20,000円	1	20,000円
10	小計	—	—	177,100円
11	保険料	小計の6.98% (小数点以下 切り上げ)	—	12,362円
12	合計	—	—	189,462円